

第350回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和3年11月8日(月)10:00～10:09

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから第350回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○麩田総務課長 第1部につきましては、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料につきましては、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ありがとうございました。

今御説明がありましたように議事次第において第2部として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、異存ありませんでしょうか。

(異存：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきますと思います。

それでは、まず議題1「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」ということで、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。

資料3を御覧ください。「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

について」でございます。3、4、5行目を御覧ください。

本年度における原価算定期間終了後のガス小売経過措置料金の事後評価の進め方について、御審議いただきたいと考えてございます。

8行目を御覧ください。「趣旨」の欄でございます。

法律附則の経過措置に基づくガス小売経過措置料金につきましては、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを、経済産業省において確認することとなっております。

12行目を御覧ください。

令和3年11月1日付にて、経済産業大臣及び経済産業局長から、旧一般ガスみなしガス小売事業者全7社のうち、原価算定期間中の熱海ガスを除く6社のガス小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

「2. 本年度の進め方」でございます。

18行目、「対象事業者」でございますが、これは、記載のとおりガス小売事業者6社でございます。

2つ目として、23行目「評価内容」でございますが、これにつきましては、24行目に記載のとおり、経済産業大臣の処分に係る審査基準、これに基づきまして、以下の項目について評価を行うこととなっております。

26行目以下ですが、ステップ1として、規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値が、旧一般ガス事業者7社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認します。

ステップ2、前回の料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額を超えているかどうか、または、自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字であるかどうかを確認。

36行目ですが、上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっております。

39行目以下ですが、「3. スケジュール」、11月中旬に料金制度専門会合において審議を行っていただきまして、11月下旬に、本委員会において経産大臣への回答について審議いただくことを考えてございます。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容につきまして、委員の皆さんから何か御質

問、御意見がありますでしょうか。

いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において、ガス小売経過措置料金の事後評価について確認することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんでしたので、そのように進めることとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」に関しまして、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　NW事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。

「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について」となっております。

「趣旨」といたしましては、毎年行っているところでございますけれども、今年は、ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいというものでございます。

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における届出内容の確認等を行うこととするものでございます。

以下、「本年度の進め方」ということでございます。

「対象事業者」といたしましては、託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）となっております。

「評価内容」といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、法令に基づく事後評価ということでストック管理及びフロー管理の確認を行いまして、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取するといったところでございまして、また、「追加的な分析・評価」といたしましては、①の変更命令の対象となる事業者から、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うものでございます。

後ろ2ページ、「3. スケジュール」でございますけれども、本日の委員会において、ガ

ス導管事業者の託送収支の事後評価について、キックオフということでお諮りをしているわけですが、11月中旬の料金制度専門会合での審議の開始、その後、11月下旬には、法令に基づく事後評価の結果について、経済産業大臣及び各経済産業局長へ回答をする。それで、今年度をめどに料金制度専門会合の取りまとめ、委員会への報告といったことを予定しているところでございます。

以上、審議のほど、よろしく願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから何か御質問、御意見がありますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明のありましたとおり、今後、料金制度専門会合におきまして、事務局にて行ったガス導管事業者の託送収支の事後評価について確認することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんでしたので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(発言等：なし)

それでは、どうもありがとうございました。

これにて第1部を終了といたします。

——了——